藤井寺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(令和3年1月1日)	A		В	B/A	元年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
2	64,200	30,443,611	61,919	4,559,488	15.0	17.2

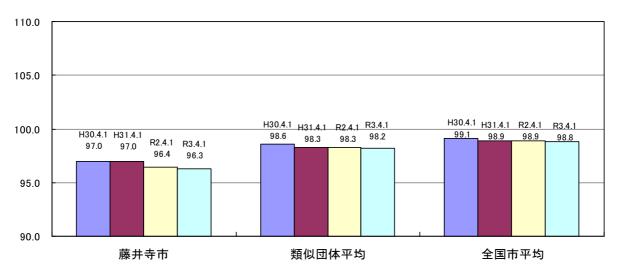
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	始		i.	費
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
2	465	1,605,011	375,647	676,638	2,657,296

(参考)一人当た	(参考)類似団
り給与費	体平均一人当
B/A	たり給与費
千円	千円
5,715	6,080

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表 (一) 適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した 地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 国の見直し内容と同様に、給料表の水準を平均で2%引下げる。 引下げ対象となる給料表は、行政職給料表、医療職給料表 (2)、医療職給料表 (3) 及び技能労務職給料表。 ただし、激減緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保 障)を行う。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、藤井寺市においても6%を支給。(率に変更はなく、見直しなし)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

	区 分	平均年齢		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
						(国比較ベース)
	藤井寺市	40.9	歳	293,615 円	371,387 円	345,892 円
	大阪府	42.1	歳	317,435 円	437,832 円	376,508 円
	国	43.0	歳	325,827 円	— 円	407,153 円
Г	類似団体	41.6	歳	310,333 円	391,928 円	355,723 円

②技能労務職

				公 務 員					民 間			参考
	区	分	平均年	三齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
	藤井	寺 市	52.6	歳	46 人	329,527 円	370,497 円	362,318 円	<u>種</u>	_	(D)	_
		青掃 職 員	51.8	歳	9 人	335,306 円	384,893 円	375,574 円	廃棄物処理業	46.6 歳	304,600 円	1.26
	うち用	・校務員	54.7	歳	11 人	320,469 円	354,526 円	346,106 円	用務員	50.3 歳	235,200 円	1.51
	うち	調理師	53.6	歳	8 人	291,915 円	330,263 円	314,255 円	調理士	42.7 歳	276,700 円	1.19
	大	反 府	54.2	歳	426 人	304,318 円	380,210 円	352,077 円		_	_	1
	[E	50.9	歳	2,201 人	286,947 円	一 円	328,603 円	_	_	_	_
-	類似	団 体	52.0	歳	20 人	327,371 円	382,337 円	359,764 円	_	_	_	_

	参考					
	年収べ、	年収ベース(試算値)の比較				
区 分	公務員	民間	C/D			
	(C)	(D)	C/D			
藤井寺市	_	_	_			
うち清掃職員	6,369,419 円	4,236,800 円	1.50			
うち用・校務員	5,860,675 円	3,186,100 円	1.84			
うち調理師	4,959,533 円	3,637,100 円	1.36			

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年度~令和2年度の3ヵ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	区 分 平均年齢		平均給与月額
			(国比較ベース)
藤井寺市	41.5 歳	316,905 円	372,136 円
大阪府	38.8 歳	336,714 円	409,479 円
類似団体	40.4 歳	305,976 円	354,726 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務 手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		藤井寺市	大阪府	围
一般行政職	大学卒	大 学 卒 182,200 円 187,300 円		182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,500 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	153,267 円	— 円
	中学卒	139,900 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	182,200 円	209,100 円	— 円
	高 校 卒	150,600 円	— 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

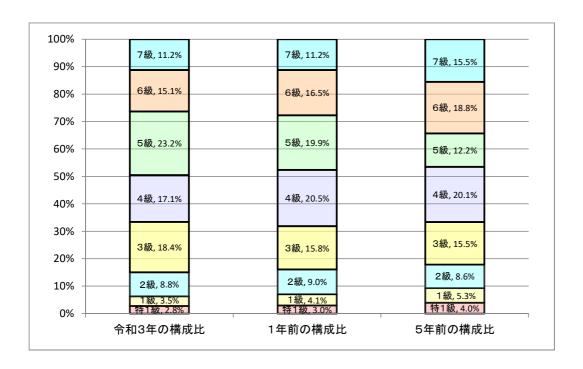
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,060 円	351,025 円	— 円	398,520 円
	高 校 卒	225,562 円	— 円	— 円	371,249 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	334,394 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和3年4月1日現在)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
				給与月額	給与月額
特1級	部長、理事又はこれらに相当す	人	%	円	円
村工版	る職務	13	2.8	408,100	468,600
1 級	次長、副理事又はこれらに相当	人	%	円	円
1 7/3X	する職務	16	3.5	362,900	444,900
2 級	課長、参事又はこれらに相当す	人	%	円	円
△ 形久	る職務	40	8.8	319,200	410,200
3 級	課長代理、主幹又はこれらに相	人	%	円	円
るが	当する職務	84	18.4	289,700	393,000
4 級	チーフ、主査又はこれらに相当	人	%	円	円
4 极	する職務	78	17.1	264,200	381,000
5 級	副主査又はこれに相当する職	人	%	円	円
りが	務	106	23.2	231,500	350,000
6 級	主事若しくは技師又はこれらに	人	%	円	円
日初	相当する職務	69	15.1	195,500	304,200
7 級	主事補若しくは技師補又はこれ	人	%	円	円
1 形文	らに相当する職務	51	11.2	146,100	247,600

- (注) 1 藤井寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

- <u>/_</u>	<u> </u>				
	令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		職員	一般職員	
イ.	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
口.	人事評価を活用していない	(()
	活用予定時期	未	定	未	定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤井	寺 市	大 阪	府	国	
1人当たり平均支給額 (令和2年度)		1人当たり平均支給額 (令和2年度)		_	
1,4	173 千円]	1,705 千円		
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合))	(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手	当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分 1.90 月	分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月	引分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等	職制上の段階、職務の級等による加算措置		等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措	扩置
・ 役職加算 5~20%		・ 役職加算 5~10%	6	・ 役職加算 5~20%	
		管理職加算 10~25	5%	・ 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

	令和2年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0	
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の区分のみ(一律)					
ㅁ.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

	藤井	寺市		国					
(支給率)	自己都合		勧奨·定年		(支給率)	自己都合		勧奨·定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709000	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%)					その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%)				
人当たり平均支給額 2,814 千円 20,405 千円									

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 <u>(令和3年4月1日現在)</u>

支給実績(令和2年度		105,615 千円		
支給職員1人当たり平		227,619 円		
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員			国の制度(支給率)
藤井寺市	6 %	40	64 人	6 %

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

	和3年4月1日現在)	Т		1.500					
支給実績(令和2年度決算)		1,793 千円							
支給職員1人当たり平均支統		20,609 円							
職員全体に占める手当支給	諸職員の割合(令和2年度)			9.3 %					
手当の種類(手当数)),),),),		9種類					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価					
徴収事務従事手当	税務課	滞納徴収業務	419千円	1件あたり 5円					
	保険年金課職員			滞納した金額につき滞納繰越					
				初年度 1000分の10					
				2・3年度 1000分の15					
				4年度以降分 1000分の20					
				(月額50,000円を限度)					
				差押調書 1件につき 100円					
				物件引上 1件につき 100円					
防疫作業従事手当	環境衛生課	感染症		1回につき 500円					
防疫作業従事手当(特例)	訪問看護ステーション職員	新型コロナウイルス感染症の	20千円	1日につき 3,000円					
		患者若しくはその疑いのある		(長時間にわたり接して行う作業に					
(= nh -h)		者の身体に接触して行う作業		ついては1日4,000円)					
行路病人、行路死亡人等	生活支援課職員	行路病人、行路死亡人等	0千円						
の収容護送作業従事手当		を護送又は介護をしたとき		死亡人 1件につき 1,500円					
11人に11米な公主で1/	1-2-1-1-40/-Z/C-2m	小光月無法 日本屋打法	050 T III	死亡人(深夜)1件につき 2,000円					
社会福祉業務従事手当	福祉総務課	生活保護法、児童福祉法	256千円	日額 200円					
	生活支援課職員	身体障害者福祉法、知的							
		障害者福祉法、老人福祉 法及び母子及び寡婦福祉							
		法に基づく訪問調査等の							
ねずみ族、昆虫駆除作業	環境衛生課職員	現業業務 感染症予防のためのねず	1千円	日額 200円					
は事手当 は事手当	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	み族昆虫等の駆除等のた	1十円	日碩 200円					
(大学子)		めの薬剤散布作業							
現場作業従事手当	下水道工務課職員	夜間に土木・建築工事現場	0千円	夜間のみ					
	/ //////////////////////////////////	において、職員が現場労務	0111	1回につき 200円					
		監督、作業又は作業指導監		15(5 26 200)					
		督に従事							
 防災作業従事手当		災害現場等において土のう	32千円	風水害、地震等のため出動したとき					
		積み、調査、連絡その他の	52,13	十のう積み作業					
		危険を伴う業務		1回につき 1,500円					
				土のう回収作業					
				1回につき 500円					
				災害調査 1回につき 500円					
				火災出動(昼間)					
				1回につき 200円					
				火災出動(夜間)					
				1回につき 1,000円					
死獣処理従事手当	環境衛生課	死獣処理作業	257千円	1件につき 700円					
1 2 -11	まち保全課職員								
夜間看護手当	訪問看護ステーション職員	深夜における看護等の業務	808千円	深夜における勤務1回につき					
				4時間以上のとき 3,550円					
				2時間以上4時間未満のとき 3,100円					
				2時間未満のとき 2,150円					

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	46,974 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	156 千円
支給実績(平成31年度決算)	61,130 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	248 千円

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度始めから満22 歳の年度末までの子 5,000 円加算	同じ		42,847 千円	244,840 円
住居手当	借家、貸間居住職員 家賃に応じ28,000円まで	同じ		26,953 千円	309,805 円
通勤手当	交通機関利用職員(2キロ未満を除く)全額支給 ※6ヶ月定期相当額を年2回支給 自動車などの交通用具利用 職員 距離に応じて(2キロ未満を 除く)2,000円~31,600円	異なる	交通機関 利用限度 額が国の 制度を上 回る	31,131 千円	87,941 円
管理職手当	部長 73,000円 理事 68,400円 次長 65,000円 副理事 62,900円 課長 60,700円 参事 52,000円 課長代理 45,200円 主幹 41,100円			102,643 千円	543,085 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

	区		分	給	料	月		額	等	
給	_		E .	750.004	2(040,000) [7]	(*)	\$考)類似団体			
水口	市		長	752,000	0 (940,000) 円		1,061,000	円/	455,000	円
料	副	市	長	656,000	0(820,000) 円		885,000	円/	547,600	円
17										
	議		長	590.00	O(610 000) III		727 000	m /	266 000	m
報	武		文	580,00	0(610,000) 円		737,000	円 /	366,000	円
	副	議	長	540,00	0(570,000) 円		653,000	円 /	294,000	円
酬			_							
	議		員	520,00	0(550,000) 円		591,000	円 /	266,000	円
Н	市		長	(令和2年月	度支給割合)					
期			• •		3.90					
末	副	市	長							
手业	議		長	(令和2年月	度支給割合)					
当	副	議	長		3.90					
	議		員							
退	市		長							
職				ì	退職手当廃止					
手	副	市	長							
当	備		考	平成	19年7月退職手	三当廃山	-			

⁽注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

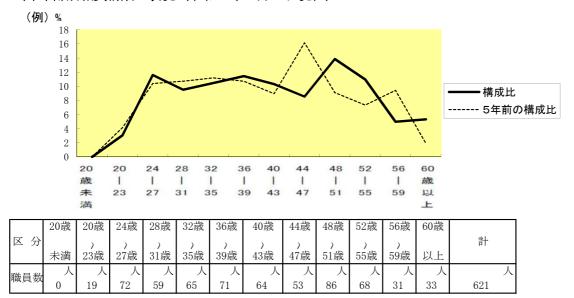
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 職 員 数 対前年						T		
	<u>Б</u> 77		令和2年	令和3年		主な増減理由		
-		=₩ Λ			増減数	マッカル王は田の口間		
	ΙI	議会	5	6	1	・フルタイム再任用の配置		
		総務	106	105	▲ 1	・会計室部門の減員		
		税務	21	21	0			
		民生	168	175	7	・保育所保育士増員、幼児教育保育室の新設		
	般	衛生	28	31	3	・ワクチン接種チームの新設、清掃庶務関係業務の増員		
संस	行	農林水産	4	4	0			
普通	政	商工	10	10	0			
週	部	土木(建設)	43	41	▲ 2	・十木職の退職者不補充		
会計	闁					Z-1 px - 1 cpx a 1 mb2		
計	'	計	385	393	8	<参考>		
部		н	000	000	J	人口1万人当たり職員数 61.21 人		
門						(類似団体の人口1万人当たり職員数 50.28 人)		
	\vdash	教育部門	80	77	A 3	・短時間再任用の配置、幼稚園統廃合による減員		
	消防部門		-	_		が同門は川ツ町直、列作圏が近日であるが東		
						(n + 1 ×		
		小 計	465	470	5	<参考>		
						人口1万人当たり職員数 73.21 人		
						(類似団体の人口1万人当たり職員数 63.64 人)		
公		病院	105	106	1	・前年度の欠員不補充の充足		
営		水道	20	0	▲ 20	・大阪広域水道企業団への統合による減員		
企会		下水道	16	15	▲ 1	・下水道総務部門の減員		
業計		その他	30	30	0			
等部		小 計	171	151	A 20			
一門		4 H1	111	101	_ 20			
L ' '		⇒1	COC	CO1	A 1F			
	合	計	636	621	▲ 15	<参考>		
				F 900 7		人口1万人当たり職員数 96.73 人		
			[715]	[688]	▲ 27			

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



(3)職員数の推移

(単位:人•%)

							(十四:/)
年度 部門別	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	380	382	380	383	385	393	13 (3.4 %)
教育	79	78	79	78	80	77	▲ 2 (▲ 2.5 %)
消防	-	-	-	-	-	-	
普通会計計	459	460	459	461	465	470	11 (2.4 %)
公営企業会計計	167	171	172	174	171	151	▲ 16 (▲ 9.6 %)
総合計	626	631	631	635	636	621	▲ 5 (▲ 0.8 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針について

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業者の従業者に比べて高額になっているのではないかとの批判があるところであり、総合的な点検を実施するとともに、民間事業者との均衡にも十分留意しながら、給与の適正化を図っていくことが課題となっています。

1. 現状

本市の技能労務職員の給与等の状況については、「2職員の平均給与月額、初任給等の状況(1)②技能 労務職」のとおりとなっています。

その他給与に関する事項について、給料表は一般職給料表に準じた技能労務職給料表を適用しています。 特殊勤務手当は「4職員の手当の状況(4)特殊勤務手当」に掲載されています、防疫作業従事手当、ね ずみ族・昆虫駆除作業従事手当、現場作業従事手当、防災作業従事手当、死獣処理従事手当の一部を適用 しています。なお、清掃作業従事手当については、平成22年12月1日に廃止しました。

昇給については、一般職の職員に準じて毎年1月1日に勤務成績に応じて4号給(55歳以上の職員においては2号給)昇給しています。

2. これまでの取組内容

これまで、技能労務職員の退職者不補充、また、特殊勤務手当額の廃止も含めた内容の見直しを図り適正化に努めてきたところです。

3. 今後の取組内容

今後についても、技能労務職員は退職者不補充とし、事業の民間委託の推進、事業の見直し等を行い、技 能労務職員数の削減に努めるとともに、給与の適正化を図っていきます。